

ナチス期ドイツ所得税法における「民族共同体」

高橋 典子

はじめに

ナチスは政権掌握後、ドイツ民族のための「生存圏」構想を打ち立て、ソ連を目標に据えた東方支配を行おうとした。そしてその根拠として人種主義を示し、ドイツ民族による「民族共同体」(Volksgemeinschaft)の実現を構想した。この「民族共同体」とは、ドイツ民族以外のもの、つまりユダヤ人やスラヴ人、またドイツ民族であっても、「ドイツ民族を害する分子」「非国民、反社会分子」に対しては、徹底的に差別・排除を行う一方で、ドイツ国民に対しては、階級間格差を除去し平準化を試みるというものであった。

ナチスの所得税法においても、租税負担能力に応じた課税を行うことで所得再分配を実践するというドイツ国民における平準化が志向される半面、ドイツ国民と規定されないマイノリティに対しては差別的な政策がなされた。ところで1935年9月15日のニュルンベルク法の一つである「ドイツ市民法」は、国籍所有者とドイツ市民の概念を区別し、ドイツ市民にはドイツ人あるいはこれと同種の血をもった国籍所有者だけがなれるものと規定している。したがってドイツ市民のみが完全な政治的権利を与えられ、ユダヤ人には選挙権も公務につく権利も与えられなかった。本稿におけるドイツ国民というのも、このニュルンベルク法によって規定されたドイツ市民を指すものとするが、一般的な場合、所得税法においても国籍は決定的なものではなかった。

本稿においては以上のようなナチスの意図した「民族共同体」が、ナチス期ドイツの所得税法においていかにあらわれているかを明らかにする。

1. ナチス所得税法における平準化

1934年10月16日の「ライヒ所得税法」(Reichsgesetzblatt 1934 I, S.1005, 以下ではRGBI)では、ドイツ国民の平準化という考え方が考慮された。具体的には、最低所得層の租税負担軽減がなされたり、既婚者や子女を有する納税義務

者が優遇される一方で、独身者や子女を有さない既婚者、一定所得以上の1～2人の子女を有する既婚者の所得税負担が増加された。

1934年7月4日にライヒ内務大臣W・フリックは、財務大臣シュヴェリーン＝フォン＝クロージクに宛てた書簡¹において、「財務次官ラインハルトが、ミュンヘン²において、ライヒ財務省で計画した税制改革を公表した。そこにおいてあなたは、私が1933年6月28日の人口・人種政策諮問委員会の最初の会議で提案した人口政策的要請を考慮に入れており、そのことは、人口政策の担当大臣として、ぜひあなたにお礼を申し上げたい。」と冒頭で述べている。そして「低所得の民族共同体の成員という一般大衆のもとでは、家族負担の均衡ということが、子女の育成を保証し、これらの家族において存続している困窮を緩和するための唯一の可能性なのである。所得の割合における均衡が創出されるならば、単に価値のある家族と私たちの国民の成員のためだけに役立つ改善が行われることによって確かな保証がなされるのである。」と述べ、低所得層への配慮と人口政策を背景とした家族負担軽減を訴えている。

ところで1934年所得税法発効直後の1934年10月17日にライヒ官房W・ケップラーは、シュヴェリーン＝フォン＝クロージクに、この新所得税法についての批判を寄せている。³ 彼は書簡において、独身者、子女のない既婚者および5人の子女を有する既婚者の所得税の、所得に対する割合について取り上げている。それによると、「新所得税法の税額表では、5人の子女を有する既婚者の所得は、税の増額によって吸収されてしまう一方で、さらに高い所得階級となると、若干の所得が残る。これは、このような不均衡に注意が払われていないためと推測され、もしこの法律の認可にも関わらず、ある小さな均衡化を企てるならばとても喜ばしいことである。」と税の累進に関する批判を述べている。ケップラーは先に述べた三者の累進曲線の分析を行い、三者の中で独身者と子女を有さない既婚者の租税負担の差は著しく大きい、それに比べて子女を有さない既婚者の租税負担と5人の子女を有する既婚者の租税負担の差はそれほど大きくないことを示している。これを受けて、「子女を有する者にとっては有利となり、子女を有さない者には負担となるような修正がなされるならば、喜ばしいことである。」と述べ、子女を有する既婚者に対する租税負担軽減を、すでに新所得税法発効時に要求している。こうした批判に対し、シュヴェリーン＝フォン＝クロージクは1934年10月29日の書簡⁴において、「憲法上、総統の閣議によって、また権限を有する大臣によって執行された法律を変

えることができないのは自明のことである。このため 1934 年 10 月 16 日の所得税法の一部を成す所得税額表をもはや変更することはできない。累進曲線が不規則で不均衡であるということを、私は決して見てみぬふりをしてはではなく、承知して目をつぶっている。(…) 独身者とは対照的に、5 人の子女のいる既婚者と子女のない既婚者の租税負担が比較的変わらないことならば、税額の変更によって当然均衡させられるだろう。けれども私達は、そのうちにこの隔たりの無さを存続させることを決心した。なぜなら変更はその他の税額原則とは一致しない、子女のない、あるいは子女の数の少ない既婚者への税の増額によってのみ達せられるからである。」と述べている。このように 1934 年所得税法の発効時点において、すでに子女を有する既婚者における税額の配慮ということが議論されていたことがわかる。

ラインハルトは 1935 年 5 月 6 日にアイゼナハで行われた講演⁵において、税の「社会的公平」として、「納税義務者の配偶関係」と「納税義務者の租税負担能力」を挙げている。さらに「国民に対する公的負担の分配における社会的公平は、民族共同体や国家社会主義の考えに基づいた最も基本的な前提である」と述べている。またシュヴェリー=フォン=クロジクは、「1934 年所得税法に至るまでのナチスの一連の税法は、第一に経済政策的目的を果たし、さらに社会政策的要求の実現を果たした。とりわけ 1934 年の税制改革はその社会政策的見解によって特徴づけられ、その税制改革の中心は、税額の改訂などにみられる所得税法の改正である。確かに所得税額の改訂は、子女の多い国民にできるだけ租税軽減を行い、そこで生じた欠損をほかの国民への割り振りによって均衡させるという人口政策的原則によって改訂されたといえるが、しかしそれは社会政策的観点のもとで成し遂げられたのである」と述べている。⁶ これらの言及から分かるように、1934 年所得税法改正は、財政政策や人口政策のみならず、税の「社会的公平」、すなわち所得税法におけるドイツ国民の平準化ということが念頭に入れられたものであった。

1938 年 2 月 1 日の所得税法改正(RGBI 1938 I, S.99.)を経て、1939 年 2 月 27 日にはさらなる所得税法改正(RGBI 1939 I, S.297.)が行われた。1939 年所得税法では、配偶者の有無や子女の数により、第一種から四種にわたる租税階級が導入された。⁷ 1942 年 8 月にドイツ労働戦線労働科学研究所の示した報告「所得税による労働所得の負担」⁸においては、「給与・俸給所得者で、とりわけ子女の多い既婚者は勤労所得税よりも社会保険料の方が、大きな負担を占めてい

る。この結果、低・中所得においては、人口政策的および租税負担能力に応じた税累進が、全体の負担のもとでは弱められており、子女の多い既婚者のもとではそれどころか意味をなさないものとなっている。」と述べられている。これはあくまで勤労所得税納税義務者についての記述であるが、ナチスの所得税法の目指していたものが、人口政策を視野に入れた平準化であったことがここでもあらわされている。

2. ドイツ国民内部における「社会的公平」

ドイツ連邦文書館(Bundesarchiv)には、「所得税法成立および改正への提案」に関する資料として、ドイツ国民一般から寄せられた書簡が所収されている。差出人は主に商工会議所の会員や弁護士らであり、ライヒ財務省などへ宛てられている。この書簡においては、低所得層や中間層、家族に対する租税軽減の配慮という点に焦点が当てられており、当時のドイツ国民一般の税制に対する反応をあらわすものと考えられる。これらはナチス期に制定された所得税法において、その意見の反映が見られると同時に、ドイツ国民内部における「社会的公平」に対するナチスの態度をうかがい知ることができる。ここでは二つの書簡を取り上げる。

まず以下に挙げる 1935 年 4 月 30 日にラインハルトに宛てられた書簡⁹では、家族に対する租税軽減の考慮における「公平」という観点から所得税法改正への提案が行われ、1939 年所得税法に影響を与えたと考えられる。

1934 年所得税法改正は、経済的弱者や子女を有する家族に著しい軽減をもたらした。しかしながら、子女を有さない家族に比べて、成年に達した子女を有する家族にとっては厳しいものとなった。勤労所得税算定においては、両者は同じ「子女を有さない既婚者」という租税階級に属した。しかしながらこれは、総統のいう公平感という観点に一致しない。(…)ドイツ人の公平という信念が揺さぶられてはならないのなら、これらの家族における租税緩和を行うのが国家の義務である。

上記内容において 1934 年所得税法では、子女を有さない既婚者も、成年に達した子女を有する既婚者も、同じ「子女を有さない既婚者」という範疇に属し、同一の税額が課されていた。これが 1939 年所得税法においては、婚姻後満 5 年を経ても子女を有さない既婚者は「第二種納税義務者」に、婚姻後満 5

年未満の子女を有さない既婚者や成年に達した子女を有する既婚者は「第三種納税義務者」という範疇に分けられ、後者より前者に重い課税がなされた。これによって子女を有さない既婚者と成年に達した子女を有する既婚者とが税法上、同等に扱われなくなり、ここにこの書簡の意見の反映が見られる。

またナチスの所得税法における「公平」の示すものを知る手がかりとして、1934年8月18日の書簡¹⁰が挙げられる。この書簡においては、子女を有さない既婚者に対する課税についての提案が行われている。

適用されている所得税法においては子女を有さない既婚者はすべて同等に扱われ、割増しで課税が行われている。しかしながらここには税法上の欠点がある。これまでの税法とその実行は、一面的であり、また重複したものであり、このため不公平で人気のないものであった。ナチ政権の方針では、税の立法を新しくそして国民的なものに作り変え、それによって現在の永続的な租税措置の適法性と必要性において国民の信頼を確立し、さらに強めるということが目指されている。ここには、ナチ政権の税法の改正と拡充のほかに、新しい不公平の回避あるいは排除が含まれている。国民への奉仕として、税の公平を永続的に完全なものにするということが要求されている。したがって、課税の公平という観点から、子女を有さない既婚者に対する課税に関しても考慮がなされねばならない。現在の税法では、あらゆる子女を有さない既婚者は同じように割増しで課税がなされている。そしてそこでは、子女を有さないということの性質が問われることなしに課税が行われているのである。(…)健康上の理由から子女を有さない既婚者である場合とそうでない場合とで区別され、後者の場合において割増しの課税を行うという法律こそが公平であり、医者や軍隊の証明でもってこうした課税が課されたり、返済されたりされるべきである。

上記は直接的に所得税法改正に影響を与えたとは考えられないが、ナチスの所得税法における「公平」の示す意味が見て取れるものであると思われる。1939年所得税法においては、所得税額表において、租税階級が導入され、婚姻後満5年を経ても子女を有さない既婚者として、「第二種納税義務者」が新設された。子女を有する既婚者は「第四種納税義務者」として最も税率が軽減され、婚姻後満5年未満の既婚者や、成年に達した子女を有する既婚者は「第三種納税義務者」として、「第四種納税義務者」の次に税率が軽減された。そして独身者である「第一種納税義務者」に最も重く課税がなされた。この租税階級へ

の編入においては、例えば健康上の理由など子女を有さないということの性質は問われていない。

ところで 1939 年所得税法改正の議論において焦点となっていると考えられるのが、子女を有さない既婚者に対する増税についてである。1938 年 11 月末にライヒ財務省によって提起された所得税法改正の原案では、婚姻後 2 年以上経過しながら子女がない既婚者を独身者として従来よりも高い税率で課税することが予定されていたという。¹¹ これに対してライヒ食糧・農業大臣ダレは、「子女を有さない既婚者と独身者とを税法上対等に扱うということは、不公平である」と主張している。独身者の生活に必要な費用は夫婦のそれには達し得ないという理由からであった。したがって子女を有さない既婚者に対して、その生活費を配慮した控除を考慮するということを提案している。¹² またライヒ運輸大臣ドルプミュラーは、「年間所得 8,000RM の中間層においては、すでに重課されており、子女を有さない既婚者を独身者の範疇に編入することは、年間所得 8,000RM の所得においては年間約 560RM の増税となってしまう」と述べている。そしてこうした点から考えて、「子女を有さない既婚者を独身者と税法上対等に扱うことは、人口政策上望ましくない」と述べている。¹³ 1939 年所得税法改正において焦点とされたのが、子女を有さない既婚者への増税であるが、前述の通り、法案においては婚姻後 2 年以上経過しながら子女がない既婚者を独身者として従来よりも高い税率で課税することが予定されていた。結果として人口・平準化政策的観点から、子女を有さない既婚者を独身者や子女を有する既婚者と対等に扱うのではなく、新しい租税階級を新設することによって、これらに対する増税の解決がはかられた。ここにおいては、子女を有さないということの性質は問われておらず、単に人口・平準化政策的な側面が強調されていることが見て取れる。つまりナチスの言説における所得税法上の「公平」が単に経済上の租税負担能力に依拠しているということが分かる。ナチスは人口政策より、ドイツ人である子女を有する既婚者については、税制上において優遇措置をとった。しかしながら、1939 年所得税法において第二種所得税納税義務者という租税階級の導入がなされたように、婚姻後満 5 年を経ても子女を有さない者に対しては重い課税を行った。このことから、租税負担の「社会的公平」とは、所得や家族事情という租税負担能力に応じた所得再分配を意図するものであったということがわかる。

これらの書簡に見られるように、ナチスはドイツ国民から所得税法に対する

提案を多数受け取っている。これらの提案を所得税法に反映させることで、「社会的公平」（租税負担能力に応じた公平）の実践を目指し、ドイツ国民の「民族共同体」への編入を実現するよう努めたのである。しかしながらその「社会的公平」とは、ナチスによって規定されたドイツ国民内部に限定されたものであった。

3. マイノリティに対する課税

ナチスの所得税制において、「民族共同体」外部に位置していたといえるマイノリティ（スラヴ人、シンティ・ロマ、ユダヤ人）に対しては、差別的な課税がなされていた。これは「民族共同体」内部に位置したドイツ国民に対する平準化政策的な所得税制とは対照的ではあるが、所得税法全体から見れば、その一部をなすものであると考えられる。例えばドイツ国内に就労していた外国人労働者において、ドイツと人種的・文化的に近いとされた西欧労働者やドイツと政治・経済的に親密な関係にあったイタリアや南東欧出身の労働者はドイツ国内における所得課税においてドイツ人労働者と対等に置かれた。しかしナチスの人種主義においてスラヴの「下等人間」とされたポーランド人やソ連人労働者に対しては、差別的な課税体系が規定された。またシンティ・ロマやユダヤ人においては、ドイツ民族と規定されなかったため、ポーランド人やソ連人労働者と同様に差別的な待遇に置かれた。以下ではその例を示す。

1940年8月5日に「社会調整税の徴収に関する命令」(RGBI 1940 I, S.1077.)によって、ポーランド人から所得税のほかさらに賃金の15%の税金を徴収することが決定された。¹⁴ この1940年8月5日の指令は、1940年12月24日の「社会調整税徴収に関する第二指令」(RGBI 1940 I, S.1666.)によって補足された。これにより同様の社会調整税がユダヤ人にも課されることとなり、所得税のほか賃金の15%の税金が徴収された。¹⁵ ポーランド人やユダヤ人と同様、シンティ・ロマにも1942年3月26日の「社会調整税の徴収に関する指令施行に対する第三指令」(RGBI 1942 I, S.149.)によって、所得税に加えて社会調整税が課された。

ソ連人労働者においては、1942年1月20日の「東部占領地域出身労働者の課税と労働法上の待遇に関する指令」(RGBI 1942 I, S.41.)により、東方労働者税が課されることとなった。¹⁶ この東方労働者税は、ドイツ国籍を持たないソ連人労働者に適用され、ドイツ人に適用していた市民税や所得税を一括したも

のであった。そして東方労働者の週賃金が週 17RM を超えないように東方労働者税の税額表により徴収額が規定されていたため、東方労働者には手元にほとんど賃金が残らないものとなっていた。この東方労働者税は、1942 年 6 月 30 日の「東方労働者投入条件に関する指令」(RGBI 1942 I, S.419.)によって、賃金と課税が新しく取り決められた。それまで東方労働者に直接課されていた東方労働者税が廃止され、代わって東方労働者特別税が企業に直接課されるようになった。また東方労働者には勤労所得税や市民税を納める必要は無く、ドイツ人労働者と比較し得る「東方労働者のための報酬表」に応じた、「労働能率によって段階づけられた労働報酬」に基づいて賃金が支払われたため、労働能率は向上し、賃金が増えると手取額も増加するようになった。1943 年以降、ソ連人労働者に対する政策が転換され、ソ連人労働者の賃金はその他外国人労働者の賃金と同等となった。しかし他方で所得税が課され、15%の社会調整税と社会保険が課されるようになった。

ユダヤ人においては、1938 年所得税法改正によりユダヤ人である子女には子女控除が認められないということが決定された。このため、例えば¹⁷ユダヤ人である子女のために徴収される保険料は控除の対象とはならなかった。一般的には納税義務者が支払った保険料は、特別支出として所得の査定の際に控除可能なものであった。そして納税義務者の保険料は納税義務者自身やその配偶者、子女控除の認められる子女のために考慮されるものであるが、ユダヤ人にはこれが認められなかった。また収入総額から控除可能な支出である特別支出においても、控除最高額は子女控除の認められている子女の数によって徴収されるものであったが、ユダヤ人の子女の場合には、この最高額の徴収という考えは適用されなかった。例えばドイツ人に対しては特定の前提のもとで、納税義務者には消費が 10,000RM を超えた場合には、その消費に従って課税された。そしてこの 10,000RM の最高額は子女控除の認められる子女につき 2,000RM が増額された。しかしユダヤ人の子女の場合には、こうした最高額の増額は認められなかったのである。

ところで 1939 年所得税法改正により、未婚（独身、未亡人、離婚）であるポーランド人は第一種納税義務者、そしてほかのすべてのポーランド人は第二種納税義務者と規定された。ユダヤ人においては 1939 年所得税法によって、ユダヤ人既婚者や非ユダヤ人の配偶者を持つユダヤ人は第一種納税義務者、すなわち独身者と規定された。第二種納税義務者ではユダヤ人は考慮に入れられ

なかった。1942年12月24日の「シンティ・ロマに対する所得税および財産税の特別待遇に関する指令」(Reichssteuerblatt 1943, S.1, 以下ではRStBl)によって、シンティ・ロマは所得税と財産税において、独身者と暦年において少なくとも4ヶ月の間既婚でない者は、第一種納税義務者とされ、ほかのすべての者は第二種納税義務者とされた。1942年12月29日においては、「勤労所得税納税義務者であるシンティ・ロマに対する特別待遇についての規定」(RStBl 1943, S.1-3.)がなされた。これにより一般所得税納税義務者であるシンティ・ロマと同様に、勤労所得税納税義務者であるシンティ・ロマにも子女控除が認められなくなった。このように、ポーランド人やシンティ・ロマ、ユダヤ人には子女控除が認められなかった。ところが1943年6月25日の「ユダヤ人、ポーランド人、シンティ・ロマの所得税の特別待遇に関する指令」(RStBl 1943, S.529.)では、ユダヤ人、ポーランド人とシンティ・ロマは例外的に、ユダヤ人やポーランド人、シンティ・ロマでない子女を有する場合には、子女控除が認められ、すなわち第四種納税義務者とされた。しかしのちに例えば子女が死亡した場合などには第三種納税義務者とされた。このような第三種あるいは第四種納税義務者として規定されたユダヤ人、ポーランド人あるいはシンティ・ロマには、社会調整税が免除された。

おわりに

ナチス期ドイツ所得税法における「民族共同体」とは、ナチスによって規定されたドイツ国民内部における平準化を意味するものであると同時に、「民族共同体」外部の者においてはその人種主義により、徹底的に差別・排除をあらわすものであった。具体的には、高所得者層、子女のない既婚者、独身者に対しては重い課税がなされて所得再分配が行われ、ナチスの規範から逸脱するマイノリティに至っては差別的な課税がなされた。このナチスの所得税法における「民族共同体」内部のドイツ国民とは、冒頭でも述べた通り、国籍は決定的なものではなく、ドイツ民族であることやドイツの国民性を有することが問題となった。このようなドイツ国民においては、平準化・人口政策により、家族事情の考慮を含めた、租税負担能力に応じた課税が配慮された。そして他方でドイツ国民と規定されない、「民族共同体」外部のマイノリティに対しては、差別的な課税がなされたのである。このようにナチスの所得税法では、「民族共同体」外部の者を排除し、「民族共同体」内部におけるドイツ人の平準化、

すなわち租税負担能力に応じた所得再分配が志向されていたことがわかる。

注

- 1 Schreiben des Reichsministers des Innern an den Reichsfinanzminister vom 4. 7. 1934, in: Bundesarchiv (以下 BA): R2/20389.
- 2 1934年6月26日にミュンヘン大学講堂で開催されたドイツ法律アカデミー総会において、フリッツ・ラインハルトは、ナチスの税制改革計画について講演を行っている。(詳細は、Reinhardt, Der Reinhardt'sche Steuerreform-Plan, in: RStBl 1934, S.753.)
- 3 Schreiben der Reichskanzlei W.Keppler an den Reichsfinanzminister vom 17. 10. 1934, in: BA: R2/20389. W・ケップラーは経済問題に関するヒトラーの顧問で、ナチスと実業界の連絡責任者であり、また実業家で技術者でもあった。
- 4 Schreiben des Reichsfinanzministers an die Reichskanzlei W.Keppler vom 29. 10. 1934, in: BA: R2/20389.
- 5 Reinhardt, Leitsätze für die Gestaltung und Auslegung der Steuergesetze nach nationalsozialistischer Weltanschauung, S.572-573.
- 6 Schwerin von Krosigk, Wirtschaftspolitische und sozialpolitische Grundsätze der deutschen Steuergesetzgebung, S.610-611.
- 7 第一種納税義務者は独身者および特定の年齢に達して第二種納税義務者と規定されない者、あるいは特別な理由により第三種・第四種納税義務者と規定されない者、第二種納税義務者は婚姻後満5年を経ても子女のない者、50歳以上の独身女性、第三種納税義務者は第一種、第二種あるいは第四種に該当しない者、第四種納税義務者は子女控除の認められる者と規定された。第三種納税義務者における税額は1934年所得税法における子女を有さない既婚者の税額に一致した。
- 8 Die Belastung des Arbeitsverdienstes durch Abgaben vom Einkommen, in: BA: R2/20413.
- 9 BA: R2/20433.
- 10 BA: R2/20429.
- 11 大島通義『総力戦時代のドイツ再軍備』p.294.
- 12 Schreiben des Reichsministers für Ernährung und Landwirtschaft an den Chef der Reichskanzlei vom 7.12. 1938, in: BA: R2/20405.
- 13 Schreiben des Reichsverkehrsministers an den Reichsfinanzminister vom 8. 12. 1938, in: BA: R2/20405.
- 14 東部地域に定住しているリトアニア人、大ロシア人、白ロシア人、ウクライナ人、チェコ人、ならびに政府国境オペルンやカトーウィツェ、ライヒ大管区ダンチヒにおける「半国民」、カシューブ人やマズリアの住民はポーランド人ではないと規定された。これはこうした住民はこれまで強いドイツ文化の影響を受けてきたためである。これらの人々は、ドイツの国民性を信奉するかポーラ

- ンドの国民性を信奉するかが問題となった。ドイツの国民性を信奉する者は、それについての行政管区の証明を保持し、社会調整税やポーランド人に対する一般所得税及び勤労所得税の特別規定は免除された。(Voß, *Steuern im Dritten Reich*, S.169-171; RStBl 1940, S.993-994.)
- 15 人種的にユダヤ人でなくても、公然とユダヤ教の教団に属し、自分自身の意思でユダヤ人の中に加わる者は、税法上はユダヤ人として見なされた。したがって、アーリア人の血統であるという証明を持つが、ユダヤ教の教会に属していたドイツ人納税義務者には社会調整税が課された。(RFH-Urteil von 11. Februar 1943, in: RStBl 1943, S.251.)
- 16 以下では、矢野久「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換（上）（下）」を参照した。占領地域である白ルテニアを除くバルト地方オストラント（エストニア、ラトヴィア、リトアニア）出身の労働者には東方労働者税ではなく、ポーランド人労働者のように 15%の付加的な賃金特別税が課された。これらの地域はドイツ騎士団の東方植民以来、ゲルマン民族の影響を受けており、こうした歴史的認識からオストラント出身労働者には異なった課税規則が適用されたと考えられる。
- 17 以下では、Rogge, *Wichtige Änderungen des Einkommensteuergesetzes* を参照した。

参考文献

- Bundesarchiv R2(Reichsfinanzministerium)/ 20389, 20403, 20405, 20413, 20429, 20433.
- Reinhardt, Fritz: Leitsätze für die Gestaltung und Auslegung der Steuergesetze nach nationalsozialistischer Weltanschauung, in: *Deutsche Steuer-Zeitung und Wirtschaftlicher Beobachter* 1935, Jg.24, Nr.19, S.569-576.
- Rogge, H.: *Wichtige Änderungen des Einkommensteuergesetzes*, in: *Nationalsozialistische Beamten-Zeitung*, Bd.7, 1938.
- Schwerin von Krosigk, Lutz Graf: *Wirtschaftspolitische und sozialpolitische Grundsätze der deutschen Steuergesetzgebung*, in: *Zeitschrift der Akademie für deutsches Recht*, Jg.4, 1937, S.610-612.
- Voß, Reimer: *Steuern im Dritten Reich. Vom Recht zum Unrecht unter der Herrschaft des Nationalsozialismus*, München 1995.
- 大島通義『総力戦時代のドイツ再軍備——軍事財政の制度論的考察』同文館, 1996.
- 矢野久「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換（上）（下）」p.19-p.39. 慶応義塾経済学会『三田学会雑誌 84(3)』1991; p.164-p.180. 慶応義塾経済学会『三田学会雑誌 84(4)』1992.